

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

EU' s Management of the Life and Death of Whales and Its Political Implications

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-07-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 美野梨 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00009435

EUの「クジラの生と死に対する管理」とその政治的含意

高橋 美野梨

(北海道大学)

1 はじめに

環境 (environment) は、1970年代以降、欧州連合 (European Union, 略称 EU)¹⁾の共通アジェンダとして設定され、「より大きな国際的枠組みとの協力を積極的に進めていく」(和達 1995: 108) 上で最適な政策分野となった。それは、国境を超え現象化する環境 (問題) が、グローバルなアリーナで先導的な役割を担っていこうとする EU にとって、「好都合」な政策領域だったからである (白井 2013)。EU では、1986年の単一欧州議定書において、環境保全 (conservation) が統合の目的として規定されたことで、他の領域における政策立案の際も環境保全への意識付けが積極的になされるようになった。1997年のアムステルダム条約以降は、EC 条約第 6 条に、持続可能な発展のための環境統合原則 (環境配慮義務) が明記されたことで、自身の法秩序の基本原則に根拠を持つこととなった。EU は、こうした諸規定に依拠しつつ、領域横断的に地球環境の法的・政治的充実を図ると同時に、世界の環境政治でリーダーシップを発揮していこうとする立場を前面に押し出してきた (Official Journal of the European Union 2013)。

留意したいのは、グローバルな環境行動を実際に、いかにして展開していくかという手段が問われる時、EU の関心は限定的になるという点である。つまり、環境に対する EU のアプローチは、あくまでも EU がこだわりをみせる特定の環境イシューに立ち現れるということである (白井 2013: 103)。その一つを構成するのが、本書全体の分析対象である捕鯨であった。

EU における捕鯨は、1970年代以降の環境保全や動物愛護に代表される緑の政治 (Green Politics) への世界的な関心の高まりのなかで重要な争点の一つとなってきた。しかし、その射程は、EU 水域における意図的な攪乱、捕獲、殺害 (deliberate disturbance, capture or killing) を制約するものであり (European Commission 2007a: 2), 捕鯨をめぐる対外政策は不在のままであった。その立場が変質したのは、2007年12月に欧州委員会 (European Commission) が提出した捕鯨規制法案をふまえて、「クジラ保護 (protection of whales)」が EU の共通の立場 (common position) になった2008年 6 月以降である。EU は、域内の環境問題を構成する重要な要素の一つであった捕鯨を、グローバルなアリーナで展開されるべき環境イシューへと変質させたのである。

こうした捕鯨をめぐる EU の政策転換と、その結果として生じる域外への影響力の行使については、概説的ではあるがいくつかの NGO によるレポート (Wildlife and Coun-

tryside Link 2009) や、研究者による時事評論 (Hurd 2013) の中で扱われてきた。しかし、そこでは、EUの共通の立場の背景として、ヨーロッパにおける捕鯨産業の衰退や、国家の「庇護下」²⁾に置かれる今日の捕鯨活動など、斜陽化する捕鯨の現状が紹介されるのみで、グローバルなステージへと射程を拡大させたEUの捕鯨政策が、総体としての環境政策の中でどのように位置付けられ、いかなる意図を持って域外に行使されているのかについて、十分な検討が加えられているわけではない。EUの捕鯨政策がグローバルに展開されるようになったことは、加盟28か国の総意として、グローバルな捕鯨規制の形成・維持・運営を主導しようとする意図を内包するものであり、既存秩序への影響や、将来的な作用・反作用を含め、EUの持つ集合的政治力を国際政治との相関の中に位置付ける必要性を高めている。

本稿の目的は、こうした問題意識をふまえ、環境政策を推進する要素の一つである捕鯨を事例に、既存秩序の再構築を目指すEUの政治力を明らかにするところにある。第一に、EUの環境政策（環境行動計画）を概観し、EUの環境へのアプローチを確認した上で、クジラ保護という共通の立場が具現化される過程を振り返る。第二に、EUの捕鯨に対する論理や立場性を確認し、それがどのような意図をもって域外に拡散されているのかについて考察を行う。第三に、EUの影響力が行使される対象（受け手）として、利益を得る／不利益を被ることのみならず、しばしば彼らが拠って立つ世界観をも包摂した問題へと発展する先住民生存捕鯨（Aboriginal Subsistence Whaling）を対置させることで、捕鯨をめぐるEUの政治力の質を見極める。

2 EUの環境行動計画

環境に対するEUの立場は、1970年代以降「環境行動計画（EAP: Environmental Action Plan）」として明示されてきた。これは、1972年の国連人間環境会議（United Nations Conference on the Human Environment）などを通じて、環境保全への機運が世界大に高まってきたことを受けて、環境に対するEUの立場を明確にし、措置を講じていく中で生まれてきたものである。新興国などの経済活動の活発化に伴う環境へのネガティブな影響がクローズアップされた1980年代には、87年のブルントラント委員会で提示された「持続可能性（sustainability）」（持続可能な発展 sustainable development/ 持続可能な成長 sustainable growth）概念と連動しつつ、第4次行動計画（1987年）が発表され、持続可能な環境管理（management）が、共同体を構成する重要な要素として位置付けられるようになっていった。同時に、EUの行動計画、ひいては環境政策全体を構成する概念へと昇華されていった（中西 2012: 274-292）。第5次行動計画では、それまでの「環境汚染を改善する」ことに重きを置いた行動計画が抜本的に見直され、今日の第7次行動計画（2014～2020年）を含め、EUの環境に対する志向性は「環境汚染を防止する」こと、

そして地域の枠を超えてグローバルなアリーナで計画を遂行し、環境を規制する枠組みを、自身のスタンダードと連関させつつ形作っていくことに向けられるようになった。EUの環境政策には主体間の多様性を認めつつも、高水準の保全を目指すことが謳われている（中西 2012: 276）。すなわち、EUでは、「自らのスタイルをグローバル社会に投影し、グローバル化の流れを方向づけ、自身のグローバルな影響力を確保」（白井 2013: ii）するためのツールとして、環境が採用されたということである。EUの凝集性や域外への影響力を高めていく際の「戦略的道具」として、環境はプライオリティの高い政策分野となった。

第6次行動計画内に明記されているテーマ別戦略（thematic strategies）によれば、EUが優先的に取り組むべき対象として「海洋環境の保全・保護」、「資源の持続可能な使用」、「大気汚染」、「廃棄物の防止・リサイクル」、「土壌」、「殺虫剤の持続可能な使用」、「都市環境」の7項目が明示されているが、これらは、EUの環境政策それ自体の目的として掲げられている「環境の質の保全・保護及び改善」、「天然資源の慎重かつ合理的な利用」と相関をなしつつ（EU運営条約191条1項）（European Commission 2005: 3）、EUの行動計画を支える重要な要素となっている。

3 EUにおける環境問題としての捕鯨

EUにおけるクジラやイルカを含むクジラ種（whales and other cetaceans）は、こうした環境政策を構成する重要な要素の一つとして位置付けられている（European Commission 2007a: 2）。EC条約第174条1項によれば、EUの地域環境政策（Community environment policy）の目的の一つは、地域的または世界的環境問題に対処するための国際レベルでの措置を促進させることにあるが、ここにクジラを含む地球レベルでの種の保全が包含されている（European Commission 2007a: 2）。クジラの保全は、欧州レベルで、以下のようないくつかの法律上の行為・戦略との相互作用の中で取り組まれている。たとえば1992年の生息地指令（Habitats Directive）には、附属書IVに全てのクジラがリスト化され（European Commission 1992: 7）、EU水域において意図的な攪乱、捕獲、殺害を行わないよう、厳しく管理されている。

- Natura 2000ネットワーク創設の起点となった生息地指令（Habitats Directive）
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）
- 海洋環境のための戦略（the Strategy for the marine environment）
- 漁業資源の保全と持続可能な利用に関する規制（the Regulation on the conservation and sustainable exploitation of fisheries resources）
- 地中海における資源の保全と持続可能な利用に関する規制（the Regulation on the

conservation and sustainable exploitation of these resources in the Mediterranean)

また、アキ・コミュニテール (acquis communautaire) という EU 法の総体系には、クジラの EU 海域での捕殺・輸送の禁止が明記されている。つまり、EU 加盟を希望する、そして EU 加盟国となるためには、「EU 海域での捕殺・輸送の禁止」を守ることが義務付けられている。捕鯨国であるアイスランドが、2008年の経済破綻以降 EU 加盟を模索し、実際に加盟交渉が行われた際に、EU との間で争点になっていたことの一つは、まさにこの捕鯨をめぐる立場をどのように調整していくかというところにあった。EU は、自身最大の二者間貿易協定として期待が高まる日・EU 経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement) の文脈においても、捕鯨に対して共同で取り組むための追加的プラットフォームを創出し、クジラに対する管理体制を徹底させるとともに、その立場性に変更がないことを謳っている (European Commission 2018)。

もっとも、EU 文書から読み取れる限りにおいて、なぜ環境政策を構成する重要な要素に、クジラの保全が採用されているのか、その理由はあまり明確ではない。クジラ／捕鯨は、農業や漁業といった他の共通政策に比して、経済的にも食料安全保障の観点からも実利を有しないため、各国政府が政策形成を図っていく実質的ステークや現実的動機が総じて弱いだらうことも、EU の選択の意図を読み取りにくくさせている。もちろん、「クジラ資源の著しい枯渇 (severely depleted)」といった「問題」は、COM(欧州委員会が公表した文書) などではしばしば言及されているところであり (European Commission 2007b: 2), クジラの保全に対する EU の意図がどこにあるのかを推量することはできる。そこには、クジラが多産ではない (資源としての弾力性が低い) ため、ひとたび資源量が減少するとそれを回復させることが極めて困難になることから、予防措置としてクジラを保全するという前提がある。また、欧米社会のクジラに対する認識の変化、すなわちホエールウォッチングの広がりや、石油の登場によるクジラの利用価値の低下などが、1970年代以降の緑の政治への関心と結びつくことで、クジラ保全への意識が内面化 (internalization) していったことも、EU のクジラに対する立場性を捉える重要な要素となり得る。特に、中世以降のヨーロッパは、採油や製肥だけでなくクジラ肉の消費 (河島 2011: 200) をも目的とした大型鯨類 (great whales) の乱獲の歴史を有しており、こうした当事者としての過去を振り返ることで、クジラが水産資源の一つではなく、重要な保全措置の種の一つとして認識され、共有されるようになったと解することもできる。さらには、ヨーロッパにおける倫理的価値観、延いてはこれを育む土壌が、クジラに「審美性」(森田 1994)、「神聖性」(河島 2011)、「カリスマ性」(森下 2017) を付与し、他の海生哺乳動物のどれでもないクジラ種を、保全措置の対象とする環境が醸成されたと見ることもできる。

他方で、比重の置き方として考慮に入れておきたいのは、EU の政策的意図が、クジ

ラの保全それ自体にあったとするよりもむしろ、クジラ保全を環境保全に接続させていく（環境保全政策を駆動させていくための要件にする）ことそれ自体に向けられてきたという点であろう（European Commission 2007b: 7）。たとえば、欧州委員会内の環境総局（DG Environment; Directorate General Environment, Unit F3 – Multilateral Environmental Cooperation）で、クジラを含む海洋の生物多様性の保全を担当するシニアエキスパートは、クジラは数ある哺乳類の一つで、クジラの保全それ自体は「些細な問題（tiny problem）」に過ぎないが、近年の気候変動に伴う環境・生態系変化という、より大きな環境問題への接続を考えた時、環境保全を推進する重要な要素として、クジラ保全への方向づけは必要である、と述べている³⁾。この発言から読み取れるのは、クジラの保全と環境保全が同一線上にあるということであり、両者がシノニムの関係にあるという思考である。仮にこの前提に基づけば、捕鯨は環境保全に反するというテーゼが成り立つことになる。その真偽はともかく、EUのクジラ／捕鯨に対する立場は、クジラの保全を手段の一つとして、自らの過去を足掛かりとしながら、地球環境全体の質の向上を図っていくところにあった、と理解することができるのである。

4 EUのIWCへの政策的関与

環境問題としてのクジラ保全を推進していくにあたり、EUが起点として設定したのは、1946年の国際捕鯨取締条約（International Convention for the Regulation of Whaling, 略称ICRW）に基づき1948年に設立された国際捕鯨委員会（International Whaling Commission, 略称IWC）であり、その機能に対する不満であった。IWCは、とりわけ1970年代以降のクジラの保全をめぐる、最も有力なクジラ管理レジームとして認知されてきたにもかかわらず、IWCが実施したクジラ資源の保全と管理に関する国際的な仕事は、「捕鯨国」と「反捕鯨国」との終わりのない議論を生み出しただけであり、その結果としてクジラの管理は弱体化さえしているというのが、EUの見立てであった（European Commission 2007b: 2）。先述の「クジラ資源の著しい枯渇」問題は、EUのIWCに対する評定をふまえた「現状分析の結果」を意味していたし、クジラの保全／捕鯨に対してEUがどのような立場を採っているのかを暗に示すものでもあった。加えて、IWC下で正当に行行使することのできる権利として、①商業捕鯨モラトリアムへの異議申し立て、②調査捕鯨、③先住民生存捕鯨の3つがあるが、こうした制度的な奥行きも、IWCが強固なクジラ／捕鯨管理機関として十分な役割を果たしていないことを示すものと捉えられると同時に、このような「例外（exceptions）」が存在しているがゆえに、実効的な管理を遂行できないと解されてきた（European Commission 2007b）。

捕鯨国であるアイスランドとノルウェーは、ICRW条約の下で提出したモラトリアムに対す

る異論や留保のために、これに拘束されない (not bound)。さらに、日本は、ICRW 条約第 8 条の規定に基づき、クジラの生態や資源量などの把握を目的とした科学プログラム＝科学調査 (調査捕鯨) を実施し、捕獲した鯨肉を市場に流通させている。くわえて、先住民生存捕鯨は依然として承認されている (still authorised)。

それと同時に、例外として括られた上記の「問題群」に、EU 単独でアプローチしていくことの困難さも広く認識されてきた。それは、クジラが世界の海を高度に移動 (回遊) する種であることをふまえれば、EU 水域のみを射程におさめる前述の諸規制では、局所的な管理に留まり、実効的なクジラ保全を行うに十分な枠組みとして機能しないからである。そうであれば、実効的なクジラ保全を徹底させていくために必要なことは、世界レベルでの保全措置が採択されることと同時に、それを成り立たせる明確な主戦場を設定することであった。EU のアプローチは、クジラ保全／捕鯨規制をめぐる複数の条約の相互影響を意識しながらも、IWC をより実効性のある統治主体にすべく、EU 共通の立場で IWC へのコミットメントを強めようとするものであった。EU が IWC を主戦場にする (国際交渉の場として設定する) のは、多様な価値観を持つ諸主体の全てに受け入れられる管理機関を、新規に創出することが容易ではないことをふまえ、EU の影響力をクジラ保全の強化につなげるべく、IWC が有する歴史と法的正当性の高さを効果的に活用しようとしたためである。すなわち EU には、IWC が最も効果的な管理主体であることを前提に、その実効性の改善を図る意図があった。クジラの保全と捕鯨の管理という IWC に課せられた二重の任務は、既述のように、極端に偏向した捕鯨国と反捕鯨国という 2 つの立場を生成させ、国際協力を阻害し、効果的なクジラ保全への進展を妨げている、というのが EU の現状認識であった。2007 年 12 月 19 日に欧州委員会が、欧州議会 (European Parliament) と EU 理事会 (Council) に対して、「捕鯨に関する共同体アクション (Community action in relation to whaling)」に関する提案を行ったのは、こうした背景を受けてのものであった (European Commission 2007a)。

もっとも、クジラ保全／捕鯨管理機関としての IWC の機能を高めていくために EU は、これに先立つ第 55 回 (2003 年) IWC 年次総会にて、IWC の下部組織としての保全委員会 (Conservation Committee) の設置を後押しし (ベルリン・イニシアティブ) (International Whaling Commission 2003)、科学委員会 (Scientific Committee) との協力関係を前提に、クジラとその生息地へのさまざまな脅威 (threats) に対処するための施策を講じていた⁴⁾。当委員会の役割は、CITES のようなクジラ保全に影響を与える他の条約制度との相互連携の強化を前提に、非 IWC 加盟国による捕鯨とそれによって生まれるモノの取引、たとえばかつて台湾やギリシャが IWC の枠外で捕鯨を行い、クジラ肉を日本に密輸していた、海賊捕鯨 (pirate whaling) と呼ばれる取引の再発防止などをも含むものであった (Burns 2004: 74)。2016 年には、保全委員会の場で、EU 加盟国のリーダーシ

ップに基づき、クジラに対する重大な脅威（船舶による衝突、漂流ゴミ、混獲、人間が発生させる音、化学汚染、気候変動）や、それに対する行動（持続可能なホエールウォッチング、保全管理計画、サンクチュアリの設定、データ収集と提示）を含む新しい戦略計画を採択し、クジラの生と死に対して、それを管理するエコシステム（生態系）サービスの提供が目指されることになった。

EUの意図は、こうした取り組みを単に多国間の枠組みで遂行していくことだけではなく、EU法や政策に沿った形でIWCがクジラ保全への関与を高度に深めていくことを推進させるところにあった（European Commission 2017）。この限りでは、ここまで無頓着に用いてきた保全なる用語の射程が、資源（自然）への人の介入を否定する保存（preservation）をも含むものとして理解する必要が出てくるかもしれない。実際に、前出の環境総局のシニアエキスパートは、保全と保存との境界線は極めて曖昧であり、両者の違いを意識したことは（個人的に）ないと明言さえしている⁵⁾。

5 クジラの保全に向けて

クジラ保全規制を強化するために、EUはICRW条約に署名していないすべてのEU加盟国に対し、署名を促している。2007年12月時点では、IWC参加77か国中、EU加盟国は20か国であったため、欧州委員会は残りの加盟国にIWCへの参加を推奨（encourage）している（European Commission 2007b: 3）。同時にEUは、IWCに参加するEU加盟国やこれから参加する加盟国に対して、他のIWC参加国との協調関係の中で、捕鯨に反対し（*oppose whaling*）、捕鯨に関するモラトリアムの、部分的または全面的な向上と同時に、透明性の確保の観点から、IWCにおいて人事案件（事務局長の選出）などに導入されている無記名投票＝秘密投票（secret ballots in the IWC）の範囲の拡大に反対するよう要請している（European Commission 2007a）。仮にこうした働きかけを「EU法や政策に沿った形で、IWCが保全への関与を深めていくことを推進させる」というCOMに則したものとして解釈すれば、欧州委員会の動きは、特定の価値に基づき、IWCにおけるEUの集会的（政治的）正当性を高める意図を持つものと理解することができる。委員会が目指したのは、EU加盟国がクジラ保全のための効果的な国際的規制枠組みを形作っていくために、IWCにおいてEUの共通の立場を提示し、統合されたプレーヤー（united major player）として振る舞うことであった。

なかでも、フランス、イギリス、ドイツ、ルクセンブルクの4か国が有するEU域内政治への影響力は、捕鯨に関する提案の可否を問う際に導入されてきた「特定多数決（Qualified Majority Voting）」⁶⁾で、提案の可決を阻止するために必要な票数（91票）を確保している点でも甚大であったとされている（フランス、イギリス、ドイツは各29票、ルクセンブルクは4票＝計91票⁷⁾）。言葉選びの是非はともかく、2000年代後半にEU及

びIWC デンマーク政府代表を務めていたデンマーク外務省オーレ・サムシン (Ole Samsing) は、自国の自治領グリーンランドが提案した新規捕獲枠に対して、この4か国が強硬に異を唱え続けた交渉の内幕を説明する際に、それはまさに反捕鯨志向を押し付ける文化帝国主義 (cultural imperialism) の発露として批判していた (EUobserver 2008)。

なお、欧州委員会による法案作成や立法の観点から、2007年12月の捕鯨共同体アクションを形作る上で意味を持った重要な動きとして、NGOや市民、特定の政治家の関心を背景にした、個人レベル、もしくは国家よりも下位のレイヤーからの働きかけやリーダーシップをあげておきたい。一般に、1990年代以降のEUは、「民主主義の赤字」に対する批判に取り組むため、グリーン・ペーパー (コンサルテーション・ペーパー) とこれに基づくホワイト・ペーパーや報告書の作成、さらには諮問委員会や特別協議など、さまざまな文書や場を通じて、NGOや利益集団などと対話を図り、政策決定プロセスへの関与を積極的に推奨すると同時に、協議の制度化も推進してきた (European Commission 2001; 2002)。それは、彼らが有する専門知識やネットワークを活用して、情報を共有し、それを政策に反映させていくことが、EU内の意思決定プロセスを正当化することになるばかりでなく、EUガバナンスの正当性 (インプット正当性) を維持する不可欠な要素であると解されてきたからである。ブリュッセルには15,000人以上のロビイストが活動すると同時に、2,600超の情報や知識を交換する場 (Special Interest Groups, 略称SIG) が設置されており、NGO発のプロジェクトに対して毎年10億ユーロ超の予算が配分されるなど、EUにおけるNGOや利益集団が有する影響力は無視しえないものとなっている⁸⁾。クジラ保全や捕鯨もその例外ではなく、法案提出権を独占する欧州委員会が、経済的にも食料安全保障の観点からも加盟国政府の政策形成に実利を有しない当該分野を、EU共通アジェンダとして採用したのは、まさにこうしたさまざまな主体からのインプットを通じて、決定の民主的正当性を担保することが目指されてきたためであり⁹⁾、決定を維持・発展させていくための効用や効率を持つと解されてきたからであった。たとえば、動物福祉の観点から捕鯨に反対する国際NGOのクジラ・イルカ保全協会 (Whale and Dolphin Conservation Society, 略称WDACS) などの欧州委員会への働きかけは、政策決定に直接的に作用し、政策的対応の変質を促すものであり、EUの域内政治力学を理解する重要な要素となっているのである¹⁰⁾。

6 共通の立場の創出

EUは、2008年6月5日のルクセンブルクにおける環境相理事会において、統合史上初めてとなるクジラ保護 (*protection of whales*) という共通の立場を打ち出すこととなる (European Union 2008)。そこでは、世界の海洋生態系の保全と将来世代のために、

最も厳格な保全措置を追求していくことが、クジラに関するEU環境政策の究極の目的とされた (European Commission 2008: 3; Council of the European Union 2011: 2)。ただし、EUは、EU条約I-2条 (リスボン条約発効以降はEU条約2条)において、マイノリティの権利を含む人権の尊重を、EUの共通の価値観として設定していることから明らかなように、2008年の共通の立場は、クジラの全面的かつ均一的な規制の構築を目指しているわけではない。環境と動物との係わりでいえば、EU運営条約13条には宗教儀式、文化的伝統及び地域の遺産に関係する構成国の立法上もしくは行政上の規定及び慣習 (中西 2012: 287) は尊重されることが謳われており、2008年共通の立場にも、(現状維持を志向する限りにおいて) 先住民が生存のために行う捕鯨=先住民生存捕鯨を尊重することが明記されている。こうした規定を含む共通の立場は、「域内および国際的にクジラ保護を推奨するEUの立場を強化するためであると同時に、2008年6月23~27日にチリにて開催されるIWC会合に合わせて提示された」(European Union 2008) という文言からも明らかなように、第60回 (2008年) IWC年次総会の開幕に合わせる形で表出されたものであった。それはすなわち、実際の国際交渉の場であるIWCで、EU加盟国としていかに振舞うか、ということに関する明確な指針が打ち出されたことを意味していた。環境担当委員であるスタブロス・ディマス (Stavros Dimas) は、「この決定によって、EUは今日のIWCで強力な役割を果たすことができると同時に、この影響力を、政治的、道徳的、経済的な観点から世界中のクジラをより効果的に保護 (protection) するために使用することができる」と発言している (European Union 2008)¹¹⁾。

もちろんクジラの保全 (クジラ保護という共通の立場) は、これまでもEU環境法による規制対象であり、EUとその加盟国は捕鯨に関する規制を共有してきた。したがって加盟国は、EUがIWCの参加主体ではない (ICRWの締約国ではない) ことをふまつつも、IWCの場で何らかの交渉を行う際に、EU法の要件から自由であったわけではない。しかし、EU閣僚理事会の一つで、各加盟国を代表する意思決定機関であるEU環境相理事会での決定は、加盟国に対して法的拘束力を持つ。つまり、理事会での決定は加盟国をEU法に基づき拘束することになる。2008年以降のEUは、これまでの「EU海域での捕殺・輸送の禁止」を基礎に置きながらも、その射程を「世界中のクジラの保全」へと広げ、それを21か国 (2008年当時のEU加盟国のIWCへの参加国数) 共通の立場で提示する「一大勢力」となったと解することができるのである。

重要なことは、総体としての環境保全をグローバルに展開していくためのツールの一つとして、クジラ資源の保全が用いられることになったが、その際に「合意されたEUの立場が存在しない」ことが争点となり、IWCにおける有力な政治勢力 (political weight) になり得ていないという現状認識が、共通の立場の起点にあったということ、そして、それを克服していく作業が2007年の提案と2008年の共通の立場創出であったということである。その際にEUは、主戦場をIWCに求めることになるが、これはEUの能力を評

定する際にしばしば言及される、アジェンダ・セッティング（課題設定）能力の高さと係わるものであろう。グローバルな次元でクジラ保全／捕鯨の一体何が問題で、何が解決されなければならないのかを効果的に示し、その「アジェンダの重要性を多くの国に知らしめる」（鈴木 2012: 21）ことで、懸案事項の解決に影響力を行使しようとするEUの能力は、世界の環境政治でリーダーシップを発揮しようとするEUを浮かび上がらせる。そしてそれは、加盟国や関係業界、NGOなどからのインプットを受けて、クジラの保全措置を講ずるという選択がなされた結果でもあった。

こうして創出された共通の立場は、EU21か国共通の規制という推進力をもって、グローバルな水準で、既存秩序の再編とそれを形成・維持・運営する主体としてのEUの行動を根拠づけている。少なくとも、2008年以降のIWCに参加するEU加盟国は、多年的に一貫した政策的行動を採ることが可能になり（求められ）、IWCにおいてより積極的

表1 IWC分担金リスト 2018年1月1日～12月31日 EU加盟国のみ抜粋／通貨：ポンド

オーストリア	22,671
ベルギー	28,577
ブルガリア	7,973
クロアチア	15,946
キプロス	16,764
チェコ	22,671
デンマーク	47,267
エストニア	22,671
フィンランド	22,671
フランス	58,987
ドイツ	64,893
ハンガリー	11,960
アイルランド	22,671
イタリア	58,987
リトアニア	16,764
ルクセンブルク	22,671
オランダ	28,577
ポーランド	11,960
ポルトガル	16,764
ルーマニア	7,973
スロバキア	22,671
スロベニア	22,671
スペイン	22,671
スウェーデン	22,671
イギリス	70,799
EU25か国総計	690,901（分担比率：41.9%）
総計	1,647,803

に (pro-active) 活動する基盤が与えられることになった (European Commission 2017)。EU 共通の立場は、クジラ保全思想を展開させていくために、IWC の会期を超えて行動し、連帯していくための足場として機能させていくことが提案されている (European Commission 2017)。これは、EU 加盟国が IWC に対して支払う分担金の継続的拠出をも内包するものであり、EU の集合的正当性を担保する無視しえない要素の一つになっている。たとえば、2018年 (1月1日~12月31日) の分担金リストに基づけば、EU 加盟国は25か国 (2018年現在の EU 加盟国の IWC への参加国数) 合計で690,901ポンドを拠出しており、その分担比率は全体の41.9%を占めている¹²⁾(表1)。

7 クジラの生と死に対する管理—先住民生存捕鯨を事例にして

EU 共通の立場の具体的なターゲットには、IWC が有する例外 (exceptions) として EU が批判する3つの項目、すなわち①商業捕鯨モラトリアムへの異議申し立て、②調査捕鯨、③先住民生存捕鯨が設定されている。このなかでも特に、EU と IWC の両方の場で論争的になってきたのは、先住民生存捕鯨の在り方をめぐる議論であった (European Commission 2017)。

先住民生存捕鯨とは、古くからの伝統的な捕鯨やクジラ利用への依存が見られ、地域、家族、社会、文化的に強いつながりをもつ、原住民/先住民/土着の人々により、またそれらの人々に代わって行う捕鯨であり、その目的は先住民による地域的消費と定義されている。地域的消費とは、栄養的、生存的、文化的な必要性を満たすためのクジラ産物の伝統的な利用であり、クジラ捕殺に伴う副産物の取引を含むものとされる。

先住民生存捕鯨が論争的になるのは、原理的にみれば、IWC において消費を前提とする捕鯨が、商業的捕殺枠ゼロ=商業捕鯨モラトリアムが設定されて以降、(異議申し立てによる措置を除き) 先住民生存捕鯨以外存在しないためだが、当該捕鯨が非商業的捕鯨として存立することを請け負っているためでもある。前述の定義にある「栄養的、生存的、文化的な必要性」に基づく「伝統的な利用」としての「地域的消費」が、具体的に何を意味するのかについて合意はなく、それを「逸脱する」か否かの明確な尺度も存在しない。このなかで、2008年の共通の立場 (クジラ保護) に基づき、原則として非消費/非商業性の対象としてクジラを捉える EU は、世界動物保護協会 (World Society for the Protection of Animals, 略称 WSPA) などの NGO、プエノスアイレス・グループと呼ばれる中南米諸国やオーストラリア、ニュージーランドと協働することによって、当該捕鯨の現状維持を志向し、捕獲枠の拡充などが求められる対象にはなり得ないとする立場を採っている。それに対して、実際にこの枠組みを享受する人たちは、必要に応じて新規捕獲枠を要請すると同時に、捕獲されたクジラ肉などの産物を域内市場に広域流通

させ、スーパーマーケットなどでも売買の対象としている。先住民生存捕鯨は、こうした地域的消費の定義とその解釈とのズレを起点に、とりわけ1980年代以降、政治的な争点としてクローズアップされるようになり、2008年以降統一的な投票行動を採るようになったEU加盟国の政策的関心もこの点に置かれ、論争を深めていくこととなった (Takahashi 2014; 高橋 2016)。たとえば、第60回 (2008年) IWC 年次総会以降のEU (加盟国) が、先住民生存捕鯨と商業性の観点から、グリーンランドの新規捕獲枠要請に対して、原則として反対の姿勢を見せていることは、このことを端的に示している。

もちろん、だからといって、EUが先住民生存捕鯨の存在を真っ向から否定し、枠組みそれ自体の消失を目論んでいるなどと言っているわけではない。前述のように、捕鯨をめぐる2008年の共通の立場には、先住民生存捕鯨には反対しないことが謳われおり、その根拠は、宗教儀式、文化的伝統及び地域的遺産に関係する構成国の立法上もしくは行政上の規定及び慣習の尊重 (EU 運営条約13条) などの規定に求めることができるからである。また、EUの環境政策それ自体の目的として掲げられている「天然資源の慎重かつ合理的な利用」の文言を踏まえれば、EUの狙いが、先住民生存捕鯨枠の存立を否定するところにあったとするよりもむしろ、一義的にはその枠組みを環境保全の文脈に即して、いかに「合理的」に運用していくかというところに置かれていたと見るべきであろう。実際にEUは、第65回 (2014年) IWC 年次総会において、クジラ資源管理機関としてのIWCの更なる強化と、この枠組みに先住民生存捕鯨を再統合していくこと、そしてこれからの先住民生存捕鯨枠の管理や、今後何らかの決議案が出される際はIWCの更なる強化とのパッケージで採択される必要があると説いている (International Whaling Commission 2014: 1-3)。そして、その前提には、効果的なクジラのストックの保全と管理の進展を、生物学や海洋生態学などの科学によって根拠付けることが謳われている。EUは、「知識の発露である資源に関する言説や政治的な決断に至るまでの一連のプロセス」(秋道 2002: 32) に影響力を行使していくことで、IWCへのクジラ管理の一元化を図ろうとしているのである。

EUが、クジラ資源管理の言説を生成させ、政治的な決断を下し、一元的管理を徹底させようとすることで生じる実質的な問題は、突き詰めれば、こうした行動を根拠付ける「知識 (knowledge)」を通じて顕在化している。議論の導き手として、ここでは、先住民生存捕鯨枠を享受するグリーンランドのハンターたちの声を引いておきたい¹³⁾。彼らの主張は、自分たちがこれまでも絶え間のない実践の中で、自然と対話し、クジラの群れの構造を把握することで、経験的に捕鯨を行ってきたということであり、何も知らない科学者などが勝手に捕獲枠を算定したり、捕獲実績を評定したりすることに違和感がある、という趣旨のことであった¹⁴⁾。ハンターたちの世界を規定するのは、地域によってその濃淡はあれ、またそれが先住民族としてのアイデンティティやエスニシティの呈示 (自己呈示) という機能を併せ持つものであれ (スチュアート 1996)、人間が自然

環境と密接な係わりを持ち、それに巻き込まれる存在であるという在来知／イヌイット・コスモロジー (Inuit cosmology) である (Caulfield 1997: 82)。在来知は、人間と環境の関係を一元論的に捉え、全体論的、直感的、経験的且つ精神論的に理解しようとする傾向がある (大村 2002)。これは、自然環境を人間との関係から切り離して対象化する科学とは相容れない。科学は、人間と環境の関係を二元論的に捉え、還元主義的、客観的、分析的且つ機械論的に理解しようとするからである (大村 2002)。

在来知と科学との間にみられる対照性は、両者が語られ、流通される際に創出されたものに過ぎない。とはいえ、社会の気脈を読む上で、両者が、異なる説明原理によって成り立っている事実には目を向けておきたい。そして、こうした説明原理の異なりは、資源の持続可能性に対する解釈や、これに基づく捕獲枠の算定、捕獲期間や場所の設定、動物への係わり方、捕獲方法、致死時間 (の短縮) や損失率 (の低減) などを求める段になって顕在化し、異なる「知」の体系と対峙することで、さらにその特質が可視化され、争点化される。実際にIWCにおいて、先住民生存捕鯨が議論の俎上に載せられる時、しばしば持ち出されてきたのは、在来知に基づく人間とクジラとの互酬的な関係であり、こうした知識に規定された捕鯨観の異なり、つまりオポチュニスティックに行われる先住民による捕鯨と、反復的に使用するルールを策定し、科学的知見に基づき数を事前に算出する捕獲枠システムなどとのギャップであった (Caulfield 1997; 浜口 2016)。

知識と知識との間に存在するギャップを乗り越えるべく、在来知と科学という二項対立的な知の関係を相対化し、両者の協働・両立を推し進めていく取り組みは、1970年代以降のカナダ・ヌナブト準州 (大村 2009) や、グリーンランドにおける政策決定の現場で積極的になされてきた。しかし、それらは形式的な外観にすぎないことが多く、実質的には在来知に基づくハンターの意見は黙殺され、科学者の独断で環境管理が進められることもしばしばであった (大村 2002: 163)。EUの事例に即せば、先住民の生命維持と密接な係わりを持つアザラシ (製品) の取引禁止措置は、このことを考える一つの材料になるだろう。アザラシの取引禁止措置を通してEUが目指したのは、一義的にはアザラシ製品をEU市場から締め出すことで、地球規模での需要総体を低下させることにあったが、こうした措置は、先住民による捕獲の方法が「残虐」であること、つまり捕獲という行動を根拠付ける知識や技術に対する否定的な見解が起点となり具現化されたものであった¹⁵⁾。捕獲法に対する否定的な見解は、捕獲方法だけの問題に留まらず、捕獲・処理・消費・廃棄が連動することで成り立つ先住民の互酬的世界観 (本多 2014) を問うことにつながり、それはすなわち先住民の「生 (life)」それ自体の問題に波及し得るとして、しばしば文化浸食 (cultural erosion) といった表現で説明されてきた (Arnaquq-Baril 2016)。

ある特定の知識が、政治と結び付くことで生じる文化浸食の問題は、いずれ機を得て

稿を改めねばならないが、本稿を締めるにあたり、クジラ保護という共通の立場創出やアザラシ取引禁止措置の事例から抽出されるエッセンスとして指摘されるべきは、EUの域外への影響力行使が、既存秩序の捉え直し（reframing）を目指し、ある特定のルールを形成・維持・運営していくことを意味しているだけでなく、先住民族の生き方（way of life）それ自体を規定するところまで及ぶ可能性を有しているということであろう。それは、EUにおけるクジラやアザラシを含む生物資源が、環境保全政策の要件（環境政策への統合という志向）として位置付けられ、非消費の対象として機能していることと係わっている。クジラやアザラシを生に接続する消費の対象として見る思考とは、その存立の原理がそもそも異なっているということである。別の言い方をすれば、EUにおけるクジラは、人間との関係から切り離されたところに置かれ、管理の対象となる「客体」として機能するのに対して、グリーンランドやカナダにおけるクジラは、人間の存立と密接な係わりを持つ「主体」的な存在だということである。本質主義的な話をしているのではない。クジラが人間社会、延いてはそれを包摂する自然環境という総体の中で、どのような役回りを担ってきたか（担っているか）を素描したということである。しかし、こうした両者のベクトルの異なりは、クジラが世界の海を高度に移動する生物であるゆえに国際協力による管理対象となった20世紀後半以降、国際交渉の場において、直接的、間接的にかかわらず、議論の前提の一つを形作ってきたこともまた事実であった（高橋 2018）。そこには、環境の保全・保存・保護とは何か、それらはいかにして果たされ得るか、資源を持続可能な形で合理的に利用していくこととは何か、利用の効用を高める標準（standard）はどこに設定される必要があるか、といったナイーブだが根源的な問いが横たわっている。こうした状況を打開し、刷新（reshape）していくための方向づけが、本稿で見たクジラ保護というEU共通の立場だったのである。

8 おわりに

本稿では、EUの環境政策を構成する重要な要件の一つと位置付けられたクジラの保全（クジラ保護という共通の立場）を事例に、EUの対外的影響力（政治力）の一端を明らかにすることを目指した。EUは、2008年にクジラ保護という共通の立場を打ち出したことで、多角的に一貫した政策的行動を採ることが可能となり、自らが拠って立つEU法や政策に沿った形でIWCを強固なクジラ保全機関へとアップデートさせていくこととしたと同時に、科学に基づくクジラの生と死に対する管理の徹底を図り、捕鯨政治の標準化（standardization）に影響力を行使していくこととなったのである。もちろんそれが「あからさま」な形で表出しないのは、EUの政治原則に「慣習の尊重」などが明記され、これに基づく先住民生存捕鯨の許容を具現化させているためだが、こうしたEUのクジラや捕鯨に対する政策の機微を実証的に跡付けていくことは、共通の立場の多面

的な構成原理をふまえ、外交交渉の場で実際に行使されるEUの影響力の質を評定していくことだけでなく、グローバルな捕鯨政治力学の諸相を明らかにしていくことにもつながっていきと考えている。

もちろん、こうした影響力を支えるEUの集合的正当性は、たとえば2010年3月にドーハーで開かれたワシントン条約締約国会議において、地中海・大西洋クロマグロの保全をめぐりEUの足並みが乱れたことにも示されるように、EU加盟国が一大ブロックとして影響力を行使する際の不安定さと表裏一体の関係にある。また、EUのクジラ保全への展開を推進してきた加盟国イギリスのEU離脱は、EUの対外的影響力全般は言うに及ばず、種の保全を含む環境政策全体を構成する要素としての捕鯨外交の推進力に少なからぬネガティブ・インパクトを与える可能性を有している。EUは、こうした不安定さを内包しつつ、地球環境全体の質の向上を図るための手段の一つとして、クジラの保全という環境 이슈にこだわりを見せ、捕鯨政治の標準化プロセスに自身の価値を投影させ始めているのである。

謝辞

本稿は、本多俊和先生（スチュアート ヘンリ／元放送大学）との共同調査およびフォローアップ、森下丈二先生（東京海洋大学）からの詳細なご助言によって成り立っています。記して感謝申し上げます。なお、本稿は、JSPS 科研費・基盤研究A「グローバル化時代の捕鯨文化に関する人類学的研究—伝統継承と反捕鯨運動の相克」（課題番号：JP15H02617、研究代表者：岸上伸啓）の助成を受けたものです。

注

- 1) 1993年11月のマーストリヒト条約発効以前は、欧州共同体（European Community、略称EC）。
- 2) Hurd 2013の見立ては、捕鯨産業が衰退し、「市場」が消滅した今日において、ヨーロッパにおける捕鯨は、船舶等への補助金など、さまざまな種類の政府補助金に依存しているというものである。したがって、捕鯨活動が継続して存在していくかどうかは、国が損失を抱えて資金を供給するという「意欲」にかかっていると論じる。
- 3) 2017年10月24日ベルギー・ブリュッセル DG Environmentでのインタビュー。
- 4) 支持国は、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ケニア、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、イギリス、アメリカ。
- 5) 2017年10月24日ベルギー・ブリュッセル DG Environmentでのインタビュー。
- 6) 環境相理事会の管轄となる捕鯨は、2007年当時、加盟27か国が各々の人口規模に応じて割り振られている持ち票を行使して、特定多数決方式（Qualified Majority Voting）という手続きによって決定が下されていた。それに対して、可決を阻止するための最小票数の設定もなされて

いて (blocking minority), 最低でも91票あれば法案・議案の可決を阻止することができる仕組みになっていた。

- 7) 2009年8月25日, 9月4日デンマーク・コペンハーゲン, デンマーク外務省でのインタビュー。
- 8) Global Policy Forum. *NGOs and the EU*. (Access: July 25th, 2018. <https://www.globalpolicy.org/component/content/article/177/31567.html>)
- 9) 2017年10月24日ベルギー・ブリュッセル DG Environmentでのインタビュー。2018年5月11日, 13日, 東京海洋大学の森下文二教授との私信。
- 10) Whale and Dolphin Conservation. *Internal pressure on EU to take more action over Japanese whale slaughter*. 29.03.2016. (Access: July 27th, 2018. <http://uk.whales.org/news/2016/03/internal-pressure-on-eu-to-take-more-action-over-japanese-whale-slaughter>).
- 11) ただし, 捕鯨地域グリーンランド, フェロー諸島を領有するデンマークは唯一の例外である。デンマークは, マーストリヒト条約「付属宣言25」の規定に則し, EU加盟国の中で唯一政策的に中立の立場に立っている。それは, 自治領であるグリーンランドとフェロー諸島で展開される捕鯨活動に配慮した結果であった。ただし, こうした中立的なスタンス (の濃淡) は, 窓口となるデンマーク外務省北極・グリーンランド・北欧協力の担当者のパーソナリティに依存するところが少なからずあることに留意したい。たとえば, 2008年当時のIWCコミッショナーであったオーレ・サムシン (Ole Samsing) は, EUのクジラ保護という共通の立場の創出やIWCへのコミットメントを「文化帝国主義」と表現し, 対外的に統一的な政策の策定には否定的な立場を採っていた (2009年8月25日, 9月4日, インタビュー)。これに対して, 2015年当時のコミッショナーであったギッテ・フンダール (Gitte Hundahl) は, EUが支持する科学に基づく持続可能性への共感を口にしていた (2015年9月25日, インタビュー)。
- 12) International Whaling Commission. *Financial Contributions Calculations for the financial year 1st January-31st December 2018*. (Access: January 29th, 2019. <https://iwc.int/calculating-financial-contributions>).
- 13) 2016年7月5日グリーンランド・キツイスアスイトでのヤコブ・アングベセン (Jakob Angubesen/元フルタイムハンター), 2016年7月6日グリーンランド・キツイスアスイトでのイェンス・イエレミアセン (Jens Jeremiasen/フルタイムハンター), 2016年7月21日グリーンランド・カナックでのメス＝オーレ・クリスチャンセン (Mads-Ole Kristiansen/フルタイムハンター), 2016年7月28日グリーンランド・カナックでのウーサカク・クヤウキツォック (Uusarqaq Qujaukitsoq/元議員, 元フルタイムハンター), 2016年7月31日グリーンランド・シオラパルクでのヒロシ・オオシマ (フルタイムハンター) とのインタビュー。
- 14) もっとも, IWCにおける先住民生存捕鯨捕獲枠の決定方式は, 先住民側が必要な捕獲頭数をニード・ステートメントという形でIWCに提出し, これが持続可能性の観点から問題ないことを科学委員会が科学的方式で検証するという流れであり, 科学的方式で算出した捕獲枠を先住民側側に配分するというプロセスをふむのではない。しかし, 科学委員会の「評定」を受ける制度であることに留意したい。たとえば, 科学的には100頭の捕獲が可能であっても, 先住民側があるクジラ種を50頭しか必要としない場合には捕獲枠は50頭になるが, 先住民側が50頭を必要としても, 科学的に算出される持続可能な捕獲枠の上限がこれより少なければ, 捕獲枠はその少ない方に設定されるのである。なお, 第67回 (2018年) IWC年次総会において, これまでは科学委員会で捕獲枠の更新が認められても, その是非をめぐる総会での投票は避けられなかったのに対して, 今後は科学委員会で認められれば, 先住民生存捕鯨の捕獲枠は総会での投票を経ることなく自動延長されるようになった (International Whaling Commission

2018)。

- 15) もっとも、EUによるアザラシ製品取引禁止措置の発動は、科学的知見に基づく判断ではなく、印象や感情を基準に判断された結果であると解する向きもある（関根 2012: 133-134）。

参考文献

秋道智彌

- 2002 「序・紛争の海—水産資源管理の人類学的課題と展望」秋道智彌・岸上伸啓編『紛争の海—水産資源管理の人類学』pp. 9-36, 京都：人文書院。

Arnaquq-Baril, A.

- 2016 *Angry Inuk (documentary film)*. Unikkaat Studios Presents (a Coproduction with the National Film Board of Canada).

Burns, W. C. G.

- 2004 The Berlin Initiative on Strengthening the Conservation Agenda of the International Whaling Commission: Toward a New Era for Cetaceans? *Reciel* 13(1): 72-84.

Caulfield, R. A.

- 1997 *Greenlanders, Whales, and Whaling: Sustainability and Self-Determination in the Arctic*. Hanover and London: University Press of New England.

Council of the European Union

- 2011 Whaling – Note from the Austrian, French, Italian, Netherlands, Slovenian, Spanish and United Kingdom Delegations. Brussels, 10 March 2011. 7614/11 Annex, ENV 189, PECHE 73.

EUobserver

- 2008 EU Accused of ‘Cultural Imperialism’ on Whaling. 06.06.2008. (Internet, 19 April 2019, <https://euobserver.com/social/26290>)

European Commission

- 1992 Council Directive 92/43/EEC on the Conservation of Natural Habitats and of Wild Fauna and Flora. OJ L 206, 22.7.1992.
- 2001 European Governance: A White Paper. Brussels, 25.7.2001 COM (2001) 428.
- 2002 Towards a Reinforced Culture of Consultation and Dialogue – General Principles and Minimum Standards for Consultation of Interested Parties by the Commission. Brussels, 11.12.2002 COM (2002) 704 Final.
- 2005 Commission Staff Working Paper, Annex to the: Commission Working Paper “Better Regulation and the Thematic Strategies for the Environment” COM (2005) 466 Final. Brussels, 28.9.2005 SEC (2005) 1197.
- 2007a Proposal for a Council Decision Establishing the Position to Be Adopted on Behalf of the European Community with Regard to Proposals for Amendments to the Schedule of the International Convention on the Regulation of Whaling. Brussels, 19.12.2007 COM (2007) 821 Final.
- 2007b Communication from the European Commission to the European Parliament and to the Council on Community Action in Relation to Whaling. Brussels, 19.12.2007 COM (2007)

- 823 Final.
- 2008 Proposal for a Council Decision Establishing the Position to Be Adopted on Behalf of the European Community with Regard to Proposals for Amendments to the International Convention on the Regulation of Whaling and Its Schedule. Brussels, 6.11.2008 COM (2008) 711 Final.
- 2017 Proposal for a Council Decision on the Position to Be Adopted, on Behalf of the European Union, at the Next Three Meetings of the International Whaling Commission Including Related Inter-sessional Meetings and Actions. Brussels, 4.9.2017 COM (2017) 463 Final 2017/0215 (NLE).
- 2018 Key Elements of the EU-Japan Economic Partnership Agreement. Strasbourg, 18 April 2018.
- European Union
- 2008 Strong EU Support for the Protection of Whales (IP/08/896).
- 浜口尚
- 2016 『『国際捕鯨取締条約』附表の修正からみたグリーンランド捕鯨—特にザトウクジラ捕鯨を中心に』『園田学園女子大学論文集』50: 29-57。
- 本多俊和 (スチュアート ヘンリ)
- 2014 「北アメリカ大陸極北地帯の食と儀礼」高倉浩樹・山口未花子編『食と儀礼をめぐる地球の旅—先住民文化からみたシベリアとアメリカ』pp. 61-88, 仙台：東北大学出版会。
- Hurd, I.
- 2013 Whaling in Europe is Dependent on the Continued Willingness of Governments to Fund it at a Loss. *EUROPP: European Politics and Policy* (London School of Economics). (Internet, 1 May 2018, <http://blogs.lse.ac.uk/europpblog/2013/02/18/whaling-europe-eu-norway-iceland-greenland-faroe-islands-cites-international-whaling-commission/>)
- International Whaling Commission
- 2003 The Berlin Initiative on Strengthening the Conservation Agenda of the International Whaling Commission (IWC/55/4 Rev, 2003).
- 2014 Resolution on Aboriginal Subsistence Whaling (ASW)". IWC/65/15. IWC 65 Agenda item 3. ASW Agenda item 6. 17/07/2014.
- 2018 Chair's Report of the 67th Meeting.
- 河島基弘
- 2011 『神聖なる海獣—なぜ鯨が西洋で特別扱いされるのか』京都：ナカニシヤ出版。
- 森下丈二
- 2017 『2016年IUCN 総会における国内市場閉鎖に関する動きとカリスマ動物コンセプトの関連にかかる関係文献及び関連資料の翻訳と解説』東京：一般社団法人自然資源保全協会。
- 森田勝昭
- 1994 『鯨と捕鯨の文化史』名古屋：名古屋大学出版会。
- 中西優美子
- 2012 『EU法 (法学叢書=17)』東京：新世社。
- Official Journal of the European Union
- 2013 Decision No 1386/2013/EU of the European Parliament and of the Council of 20 November 2013 on a General Union Environment Action Programme to 2020 'Living well,

Within the Limits of Our Planet'. 28.12.2013. L 354/171.

大村敬一

- 2002 「カナダ極北地域における知識をめぐる抗争—共同管理におけるイデオロギーの相克」秋道智彌・岸上伸啓編『紛争の海—水産資源管理の人類学』pp. 149-167, 京都:人文書院。
- 2009 「イヌイトは何になろうとしているのか?カナダ・ヌナブト準州のIQ問題にみる先住民の未来」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか?』pp. 155-178, 京都:世界思想社。

関根豪政

- 2012 「国際貿易を通じたEUの規制力—『動物福祉』貿易制限の評価と意義」遠藤乾・鈴木一人編『EUの規制力』pp. 129-144, 東京:日本経済評論社。

スチュアート ヘンリ

- 1996 「現在の採集狩猟民にとっての生業活動の意義—民族と民族学者の自己提示言説をめぐる」スチュアート ヘンリ編『採集狩猟民の現在—生業文化の変容と再生』pp. 125-154, 東京:言叢社。

鈴木一人

- 2012 「EUの規制力の定義と分析視角」遠藤乾・鈴木一人編『EUの規制力』pp. 17-35, 東京:日本経済評論社。

Takahashi, M.

- 2014 The Boundaries of EU Norms: Examining EU's External and Internal Power Using Aboriginal Subsistence Whaling as the Study Case. Suchandana Chatterjee. *Image of the Region in Eurasian Studies*, pp. 185-198. New Delhi: KW Publishers Pvt Ltd.

高橋美野梨

- 2016 「国際捕鯨委員会と先住民生存捕鯨—制度と現実の相反」小澤実・中丸禎子・高橋美野梨編『アイスランド・グリーンランド・北極を知るための65章』(エリア・スタディーズ140) pp. 172-177, 東京:明石書店。
- 2018 「捕鯨 水産資源の利用と保護」佐藤史郎・川名晋史・上野友也・齊藤孝祐編『日本外交の論点』pp. 273-282, 京都:法律文化社。

白井陽一郎

- 2013 『環境のEU, 規範の政治』京都:ナカニシヤ出版。

和達容子

- 1995 「地球的規模の環境問題におけるEC—オゾン層保護問題を事例として」『マーストリヒト条約の多角的検証』(日本EC学会年報) 15: 108。

Wildlife and Countryside Link

- 2009 A Briefing on the Position of the European Community at the 61st Meeting of the International Whaling Commission, June 2009. Wildlife and Countryside Link. *Briefing to European Commission May 2009*, pp. 1-8. London: Wildlife and Countryside Link.